

平成31年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成31年2月27日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 川本 円 議員

(2) 高重 洋介 議員

日程第 2 請受第31-2号 本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安
の解消を求める請願（民生都市建設）

平成31年2月27日開議

(平成31年2月27日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	欠 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時59分 開議

副議長（堀越賢二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

なお、川本議員より資料配付の申し出がありましたので、これを許可しております。

日程第1

副議長（堀越賢二君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

質問順位4番、川本円議員の登壇を許します。

7番（川本 円君） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきました創政会の川本でございます。発言通告に従いまして、平成31年第1回定例会一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、1点目でございますが、財政健全化計画についてお伺いいたします。

昨年の12月21日の全員協議会にて財政健全化計画（案）が提出され、あわせてその中身について御説明がございました。

内容としては、市財政の現状で人口減少及び少子高齢化等の進行に伴い、市税、交付税等の減少や社会保障関連経費及び老朽化が進む公共施設への経費の増加や経常収支比率がいまだに高い水準にあり、平成24年度以降、基金が減少しているとの報告を受け、仮に現状のままでは何らかの策を講じなかった場合には、2年後の2020年には財政運営のために必要な基金が枯渇する状況になるという極めてショッキングな内容でありました。

それに対して、本年2019年度から2023年度の5年間の期間において財政健全化計画が打ち出され、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造の確立への取組がまさに始まろうとしております。また、財政健全化に向けた目標としては、期間中の単年度の財政収支の黒字化と最終年度の2023年末に12億円以上の基金残高を確保するとあります。

しかしながら、冒頭の部分で触れたように市の現状では、人口減少や少子高齢化の進行に伴う歳入の減少や社会保障関連に伴う歳出の増加はもはや避けて通れないものとなって

おり、今後この計画の実施に当たり目標を達成するために、市財政に対する改善の意識改革はもとより、市民の皆様の理解と協力が必要不可欠となってくると思われます。

財政健全化策においては、歳出削減の取組として、事務事業の見直し、投資的経費の見直し、公共施設の適正化、人件費の見直し等があり、また歳入確保においては、収入未済額の縮減、公有財産の有効活用、受益者負担の適正化等となっております。特に、歳出削減については、平成30年7月豪雨からの復旧事業を最優先とする中、財政的にもかなり苦しい経費の見直しや判断が必要とされる場所であり、公共サービスに必要な水準をいかに保ち、市民の皆様の理解や協力を得ることが最大の課題となってくると思います。また、歳入確保については、多くは受益者負担が大半を占め、あわせて議会の議決を得なければならないものもたくさんあり、市民生活の圧迫につながらないのかと危惧しているところでもあります。

いずれにしても、今回の財政健全化計画が10年、20年後の竹原市の存在そのものを占う重大な案件であることは間違いありませんし、当然そういう意味でも失敗は許されません。基本姿勢で書かれているように職員一丸となつての目標達成や前例踏襲にこだわらず新しい発想のもとに、改善の意識、チャレンジ精神を持って取組をしていただきたいと私も思っているところでもあります。

そこで、以下5点についてお伺いいたします。

1. 事務事業の見直しで、当初予算のシーリング方式による事業費の削減は何%ぐらいを予定しているものですか。また、事業の縮小・廃止とは、具体的に何を縮小し、何を廃止とするものですか。

2. 投資的経費の見直しで、緊急性、必要性のある事業は実施を検討していますが、今現在においてその事業とは何でしょうか。また、検討ととどめている理由は何でしょうか。

3. 公共施設の適正化において、統合や民間移管、廃止等とありますが、一般的に移管、廃止となると公共サービスの低下につながると思われませんが、どのように必要な水準を保ち、どのような策を講じますか。

4. 公有財産の有効活用で未利用の財産等の売却とありますが、現在、市の未利用財産はどれくらいあり、今後において具体的な取組としてどういうふうにお考えか伺います。

5. この財政健全化計画の実施に当たり、少なからず市民の皆様にも御不便な点や経済的な負担をお願いすることとなると思いますが、市としてはどのように市民の皆様に伝

え、どのように理解、協力を得るための策を講じるのか伺いたいと思います。

続きまして、大きな2番であります、コミュニティ・スクール——学校運営協議会制度——について伺います。

このたび、教育委員会より地域とともにある学校づくりを目指すため、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの指定準備に取りかかるとのお話がありました。

近年、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑多岐にわたり、学校単独での問題解決には限界があり、地域総がかりでの教育の実態の把握や目標・ビジョンを共有することにより、学校運営のさらなる強化や子どもたちの課題・問題の解決に向けた制度となってくるものだと思っております。

制度そのものを簡単に説明いたしますと、学校と保護者や地域の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支えることを目的とし、保護者代表、地域住民、学校評議員などで構成される学校運営協議会を年数回開催することにより、熟議、協働、マネジメントの3つの視点を持って、地域とともにある学校づくりをするとされています。全国的にもこの制度そのものは平成17年に導入されており、平成30年現在においては46都道府県内5,432校にも達しており、公立学校のうち14.7%がこのコミュニティ・スクールの導入に至っております。

竹原市においても、今後の導入準備に当たり、メリットとされている様々な内容が、学校や児童生徒はもちろんのこと、地域の活性化にもつながることを大いに期待したいところであります。

そこで、以下の4点について伺います。

1. 学校運営協議会と今まである学校評議委員会とは、どのような違いがあり、学校評議委員会は今後どのようなポジションに変わるのですか。

2. 学校運営協議会の主な役割の中で、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができるかとされているが、どこまで意見が言え、その意見をどこまで受け入れるものなのか。それによって教職員人事に混乱は生じないのでしょうか。

3. コミュニティ・スクールの導入メリットとして、子どもにとっては学力の向上、不登校児童生徒の減少とうたっていますが、どのようなアプローチがあつてこのように書かれているのですか。具体的な例を挙げて説明をお願いしたいと思います。

4. 竹原市において、このコミュニティ・スクールは段階的に導入されるということですが、保護者、地域住民と一体となり学校づくりを進めるに当たり、地域的な格差は生じ

る可能性はありませんか。また、生じた場合の対応はお考えでしょうか。

以上で壇上での質問は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 川本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

1点目の財政健全化計画についての御質問でございます。

本市では、現下の厳しい財政状況の中、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造を確立するため、このたび財政健全化計画を策定し、今後財政健全化に向けた取組を進めていくことといたしております。

まず、事務事業の見直しについては、新年度当初予算において経常経費を対前年度比で5%削減するというシーリング方式により予算編成を行いました。また、主な縮小・廃止事業については、大気汚染監視測定局や高齢者生きがい活動支援通所業務委託などを廃止するとともに、小型合併浄化槽設置補助や単市補助金などを縮小いたしております。

次に、投資的経費においては、平成30年7月豪雨からの復旧事業を優先とし、新たな施設整備は行わないこととしておりますが、市民の安全・安心の観点から、緊急性、必要性のあるものについては事業の実施を検討することといたしております。

このような考え方のもと、こども園整備事業については、老朽化等に対応した子どもの安全・安心の確保を目的とするとともに、集約化による財政効果も見込めることから、引き続き実施していくこととしております。また、竹原中学校の外壁については、塗装やコンクリート片が剥落し、生徒に危険が及ぶおそれがあるため、必要な改修経費を新年度当初予算において計上いたしております。

今後においても、限られた財源の中でその必要性や実施時期などについて優先順位を定めながら事業実施を図ってまいります。

次に、公共施設の適正配置後の市民サービスの水準維持についてであります。

本市における公共施設は、老朽化が進み、また人口減少等による利用需要の変化が見込まれるとともに、耐震化やユニバーサルデザインへの対応が求められるなど、課題は深刻化しております。

こうした状況のもと、中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有の方向性を明確にするため、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適正配置等に努め

ることとしております。公共施設については、維持管理経費が財政運営に大きな影響を与えるものであり、限られた財源の中で市民サービスの水準を保つためには、適切な判断で効率的な配置を図る必要があります。こうしたことから、施設の利用状況や劣化状況などを踏まえながら、引き続き公共施設の適正配置に向けた取組を進めてまいります。

次に、公有財産の有効活用については、現時点で宅地として所有する未利用の普通財産として賀茂川学校給食共同調理場跡地、宮原県営住宅跡地など8件あり、貸し付けや売却などに向けた必要な取組を行っているところであります。

こうした中、公共施設の適正化及び有効活用について全庁横断的に取り組むため、来年度から公共施設等適正化推進プロジェクトチームを設置することといたしました。今後は、このような体制のもと、跡地施設ごとに最もふさわしい利活用方法の検討を進め、取組を強化してまいります。

次に、財政健全化に向けては、事務事業の見直しや受益者負担の適正化など、市民生活に直接影響を及ぼす取組についても適切に推進していく必要があると考えております。

そのため、新年度の予算編成に当たっては、関係者と必要な調整を行い、事務事業の見直しに取り組んでまいりました。

今後も、こうした事業の選択と集中を行いながら、必要な施策を実施することとなりますが、その取組内容については、様々な場面を通じて市民に対し説明責任を果たしてまいりたいと考えております。さらには、今回策定した総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、財政状況が厳しい中であっても、職員一丸となって最少の経費で最大の効果を挙げるべく必要な施策を積極的に推進し、着実にまちづくりを進め、市民の理解と協力を得てまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（堀越賢二君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 川本議員の質問にお答えをいたします。

1点目のコミュニティ・スクールについての御質問でございます。

まず、学校評議員と学校運営協議会の違いについてであります。学校評議員は学校教育法施行規則第49条にありますとおり、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができるとされております。一方、学校運営協議会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にありますとおり、学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べるなど一定の権限を持つ合議制の機関であります。

先進地におきましては、教育に関する知識や経験がある学校評議員がこの協議会の委員として意見を述べ、学校運営に効果が出ている事例が見られます。こうしたことから、本市においてもこれらの事例を参考に、地域の特性や人材等を生かした学校運営協議会の体制づくりを進めてまいります。

次に、学校運営協議会の役割については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に「対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる」と定められております。

現在、教育委員会規則において、学校運営協議会は学校運営への必要な支援を協議するという法の趣旨を踏まえ、協議会からの意見については、学校運営方針の実現に資する建設的な意見に限ること、個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることと規定することを検討しております。また、学校運営協議会は合議制の機関であることについても、教育委員会規則の中で明らかにし、混乱が生じないようにしてまいります。

なお、県費負担教職員の任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条により都道府県教育委員会に属するものであります。したがって、学校運営協議会が申し出た意見については、任命権者はこれを尊重する必要はありますが、任命権の行使を拘束するものではありません。こうしたことから、これまで全国的にも混乱はなかったと伺っており、学校運営協議会によって人事に混乱は生じないものと考えております。

次に、コミュニティ・スクール導入のメリットについてであります。学校運営協議会は、例えば校長から学力向上や不登校児童生徒への対応等のための支援を要請された場合、教職員と保護者、地域住民と対応策の検討を行い、地域の人材等を生かした必要な取組を実施することが可能となります。

具体的には、児童生徒が生涯にわたっての学びや生き方について学習し、これからのグローバル化社会や21世紀を主体的に生き抜くための必要な学力の向上などにつなげるため、地域の方をゲストティーチャーとして招くような取組などができるものと考えております。また、地域の方がボランティアで勉強を教える塾のような取組や、地域で子どもに声をかけるといった取組のほか、さらには様々な場面で保護者や地域住民との関わりが増えることで、自己肯定感が高まったり、意欲が向上するような効果が間接的に認められる取組も期待できます。コミュニティ・スクールという制度の活用は、学校だけの取組と比

較して、より多角的、効果的な取組につながるものと考えております。

最後に、コミュニティ・スクール導入による地域的な格差についてであります。学校運営協議会においては、熟議を繰り返しながら地域や学校の課題を共有し、必要な取組を進めることとしております。この学校運営協議会の取組によって、地域住民の意識も変わってきた事例があると伺っており、この協議会組織は、学校の課題だけでなく、地域の様々な課題との関わりを通じて成長していくものと考えております。

これまで、各地域の活動が盛んな本市の地域力には、既にアドバンテージがありますことから、ゼロから新たなものをつくり上げていくというよりは、それぞれの校区の歴史、文化、特性、人材等を十分生かしながら、より効率的、効果的な取組につなげてまいります。さらには、市内の学校運営協議会の交流会を定期的を開催し、このような場で情報交換を行う中で、それぞれの学校運営協議会の特徴を出しながら全体の底上げを図ってまいります。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） それでは、再質問に移りたいと思います。

冒頭、議長より御案内いただいたように、資料ということでA4の紙3枚ホッチキスでとめておりますので、途中ごらんになっていただく機会があると思いますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の財政健全化計画の中の事務事業の見直しについて再質問させていただきます。

まず、御答弁の中に大気汚染監視測定局、それとか高齢者生きがい活動支援の業務委託などを廃止するとございました。それによって、市民生活の中でこれらがどういうふうな影響を及ぼすものなのか挙げられれば、まず教えていただきたい。

あわせまして、縮小する部門においては単市補助金というふうなうたっております。単市補助金とは、具体的な例を挙げて、主にどういうものがあるのか教えていただけたらと思います。お願いします。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、事務事業の見直しでございますが、財政健全化計画の中でも申し上げておりますが、取組といたしまして、事務事業の棚卸しによりまして個別事業の点検を実施いたしま

して、その必要性、優先度などを検証し、事務事業の適切な選択と集中に取り組むため、この事務事業の見直しを実施することといたします。

御質問にありましたように個別な具体でございますが、1点目としまして大気汚染監視測定局につきましては、市独自で運用しております観測局は廃止するものでございますが、県が設置しております観測局、これは竹原高校の敷地内に設置されておりますが、そちらにおきまして市内の大気汚染の状況、例としますと、オキシダント情報等につきましては把握することが可能であると考えております。

もう一点の高齢者生きがい活動支援通所業務委託につきましては、介護保険の事業におきまして類似の事業がありますので、当該介護保険事業におきまして高齢者の生きがい活動支援を実施することにより影響は少ないものと、このように考えております。

最後、単市の補助金でございますが、こちらにつきましては国庫の補助金等の財源がなく、全額一般財源で支出しているというものでございまして、これは内容としましては各種団体に対する運営費の補助や活動費の補助が、このようなものが主なものとなっております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ですから、整理しますと大気汚染はほかのところでやるし、生きがい活動支援の業務委託については、類似した団体があるのでそちらに移してやるという。だから、直接市民生活には影響が少ないであろうというふうな解釈でよろしいわけですね。

それと、今言った単市の補助金について、補助金というのは数にしてみれば相当数あると思いますが、一番身近なところでいうとどういうものが挙げられるか、ちょっと個別に伺うことはできませんでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 単市の補助金につきましては、先ほども申し上げましたが、各種団体に運営費補助とか活動費補助というものでございます。各種ございまして代表的なものでいきますと、団体としては社会福祉協議会さんへの補助金とかシルバー人材センターへの補助金、あるいは観光協会への補助金などが大きなものということで、少額なものでいきますと小さな団体の協会とか、そういったものの補助金というものが対象となるものでございます。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ありがとうございます。当然、答弁の中にもありましたから、各事業者に向けての説明は十分されていると思いますので、それはいいんですけど。

続きまして、公共施設の適正化について再質問させていただきます。

答弁では、限られた財源の中で市民生活の水準を保つためには適正な判断で効率的な配置を図るとあります。少なからず平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画が、今後において今回の財政難を理由に予定どおりに進まなくなると、私はこう考えるわけですが、まずそのことについて市の見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、施設の利用状況や劣化状況などを踏まえ、公共施設の適正化配置に向けた取組を進めるともあります。当然ではあります。これから人口減少や施設の老朽化は避けて通れないものであり、これらの理由から今後施設の統合や、または廃止の方向にこれからかじを切っていく、方向に向かっていくものなのか、そういうふうな解釈でいいのかというふうな確認。また今後、今現在そういった廃止や統合になる対象となる公共施設というのは、どういうものが挙げられるか教えていただきたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設の適正化でございます。

公共施設につきましては、施設の老朽化等により今後維持管理経費の増加が見込まれているところでございます。統廃合等による効率的な配置を図ることによりまして、残る施設への集中的な投資を行うことにより経費の節減を図るとともに、限られた財源を有効に活用していくというものでございますので、議員の御質問にありました財政難を理由に予定どおり進まなくなるといったものではないと考えております。今後の施設のあり方につきましては、各施設ごとに策定いたします個別管理計画、これは公共施設等総合管理計画に基づくものでございますが、その個別管理計画の中で適正な配置に向けた取組を進めることにより、統合する施設、維持し活用していく施設を定めていくということでございますので、今現在において対象となる公共施設が何かというのはちょっとお答えできませんが、そのように取組を進めていこうと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ですから、公共施設等総合計画は財政難を理由に変化があることではないと、個別に分けてその都度その都度状況、財政に応じて計画は順調に進めてまいるというふうな解釈でよろしいわけですね。わかりました。

それと、次に公有財産の有効活用について改めてお聞きしたいと思います。

資料の方、皆さん1ページ目の方をごらんください。

これは、財政健全化計画の方からちょっと引用させていただきました。

どこに公有財産が残っているかというふうな御質問をさせていただきました。賀茂川給食跡地であるとか県営住宅の跡地など8件というふうなことをお伺いいたしました。貸し付けや売却に向けた取組等は当然今までやってこられたとは思いますが、どれくらいの期間を持ってそういった取組を行い、具体的にどのような取組をやってきて今の現在に至っているか。まず、これを教えていただきたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

公有財産の有効活用ということでございまして、市長の答弁の中で8件ということで、代表的なものとしまして賀茂川学校給食共同調理場跡地、宮原県営住宅跡地など8件とお答えいたしました。

8件につきましては、まず1点目が賀茂川学校給食共同処理場跡地でございます。もう一点が宮原県営住宅跡地、これは2区画ということでございます。もう一点が、忠海にございます旧忠海中学校跡地、これは現在忠海港の利用者向けの仮設駐車場として活用中でございますが、そこに近接いたします旧江ノ内住宅、こちらでございます。あとが仁賀ダムの集団移転地ということで、これが4区画でございます。あわせて8件ということでございます。

取組をこれまでどのようにしてきたかということでございますので、まず1件目の賀茂川学校給食共同調理場跡地につきましては、平成23年3月に建物を解体をいたしております。その後、公募売却に向けまして一般競争入札を平成25年に実施いたしましたが、応札者がなかったということで入札不調でございます。その後、隣地でございます荘野出張所、新庄集会所の敷地、こちら借地でございますので、今後の施設のあり方等も踏まえまして活用方法を検討しているというのが現状でございます。

次の宮原県営住宅跡地2区画でございますが、これは売却に向けまして随時の購入者の募集を行っているところでございます。忠海の旧江ノ内住宅につきましても、随時購入者

の募集を行っております。

最後、仁賀ダム集団移転地4区画でございますが、こちらにつきましては一般競争入札を平成23年、24年、26年、27年、4回実施いたしました。全て入札は応札者がなかったということ。途中、26年と27年につきましてはインターネットの公募も行いましたが、実績としては不調に終わったということでございます。あわせて、24年につきましては申し込み先着順の売り払いというのでも試みましたが、結果としては申し込みに至っておりません。そうした中、平成29年に定住促進条例、こちらを制定いたしまして市外からの転居者に対し無償の貸し付けを実施しているということで、今4区画中1区画がこの条例に適用いたしまして、現在無償貸し付けを行っているというところでございます。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ごめんなさいね。参考資料の歳入確保の2の公有財産の有効活用のところをちょっとごらんになっていただければわかりやすいかと思えます。

今の答弁の中で至っていないというお話がございしますが、単純に今まで貸し付けや売却に向けた取組はやったのであるが、結果的に結果が出ていない、得られていないのに今回具体的な新たな取組が実際問題示されていないわけです、現時点は。にも関わらず、毎年500万円の歳入を見込んでいるわけです、今年の2019年。5年後までずっと500万円と、計合わせまして2,500万円の見通しを立てているわけでございますから、今までどおりやったのでは、当然のことながらこの500万円というのは達成できないと、単純に僕は思うのですけど。もし、新たな策、もしくはこういうところをもっともっと強化してこの目標達成を目指すのだというものがあればお示ししていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 公有財産の有効活用の中で、年次的に500万円ということで現在見通しを立てております。その中身といたしましては、先ほど申し上げましたが、宮原県営住宅跡地につきまして今後の5年間での売却を目指すという中で、売却益を約2,500万円見込んでいるというところからこの5年間の中でしております。歳入の確保につきましては、議員おっしゃるように当然取り組まなければなりませんし、現時点での見通し、健全化計画の中におきましては、この歳入確保の取組としての公有財産の有効活

用、この策でございますので、当然計画期間中におきましてもあらゆる取組は模索してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 是非とも頑張ってくださいと思います。

やはり今回財政健全化計画の中でいかに歳出を削減するか、絞った雑巾をさらに絞らないといけないわけですし、歳入をどういうふうに確保していくか。特に、私が個人的に思うのは、歳出の削減というのは義務的経費とかいろいろございますので、ある程度限界があると思います。ですが、逆に、歳入確保について言えば、限界はないわけですね。工夫次第では何とでもなるとは言わないにしても努力次第ではどんどんどんどん増えていくことなのかなと思っておりますので、引き続きしっかりそういった新しい案を出して、早い段階で、先ほどの未利用地の活用ではないですけど、歳入確保に至ってほしいと思っておりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

続きまして、今度は経常収支比率のことについて少しお伺いしたいと思います。

皆様はお手元の資料の2の方を見ていただけたらと思っております。

答弁の方ではいろいろありましたけど、この資料を見ていただくと平成22年度の88.9%を除いてはこれ全部90オーバーということになっております、この資料でいいますと。近年に至っては、99.8%と非常に高い水準とされております。経常収支比率、これは市の体力を示した数字だと、簡単に言ってもいいと思います。自由に使えるお金があるかないかでこの数字が変わってきます。当然100%に近ければ近いほどお金が使いにくくなるという数値だと思ってもらえばいいと思いますが、その中で括弧書きのところで、なおかつ太文字で、財政構造の硬直化が深刻な状況にあるというふうに書いてあります。硬直化が深刻であるというのが要因であるならば、竹原市において何がそもそも硬直化しているとお考えなのか、まず聞きたい。それとともに、財政健全化計画において経常収支比率はどういった数値、大体どれぐらいの数値であるべきというふうにお考えでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 経常収支比率についてでございますが、経常収支比率につきましては、議員が今日提出いただいております資料にもございますが、財政構造の弾力性を示す指標でございます。この率が高いほど臨時的な財政需要に使用できる一般財源が少な

いことということで示されております。本市の直近の経常収支比率は99.8%でございます。類似団体の当該比率がおおむね90%前後であることを踏まえても非常に高い水準であると、このように認識いたしております。

要因でございますが、市税、地方交付税などの自主財源の減少に加えまして、扶助費などの義務的経費の増加によるというのが一番硬直化の要因であろうと考えております。

そうした中で、財政健全化計画におきましては弾力的かつ収支が均衡した財政構造の確立に取り組むこととしております。こうした取組によりまして、経常収支比率を可能な限り引き下げることで弾力的な財政運営が可能となると、このように考えております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 総務部長、具体的な、適正な数字というものはお持ちでしょうか。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） 比率が高いものですから、その数値が当然低ければ低いほどいいとは思いますが、類似団体平均と比べましても高いという状況でございますので、計画上は資料の中にもございますように、対策後の5年後におきまして経常収支比率が94.3、これを今目指しておりますので、当然これは最低限クリアするべきところでございますし、なおかつこれ以上引き下げができれば、自由が、弾力性がより広がりますので、それは取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） わかりました。ですから、先ほど、部長が言われたのは資料の1ページ目のところでございますね。1ページ目のところの一番下ですか、推計値として94.3%を目指すということによろしいわけですね。わかりました。

それと次に、今度は市民に向けた理解や協力について再度お伺いいたします。

資料の方は、皆さん3ページ目をめくっていただいて、これは広報の2月号からちょっと引用させていただきました。

答弁では、様々な場面を通じて市民に対し説明責任を果たすというふうにお答えいただいております。今回の財政健全化については、当然のことながらやり遂げなければならない案件でもあります。そういう意味においても、市民にどれだけ市の財政難を知っていただけるか、また理解や協力をいただけるかが当然のことながらキーポイントとなってくると思っております。

しかしながら、資料を見ていただきたいのですが、広報の2月号において、大卒でこの目標と考え方しか当然書いていないわけですね。まず、本来ならば市民生活に直結して影響が出る事業とか政策を載せた方が、僕としたらいいのではないかと。市長もいろんな場面において、直接市民と触れ合う中で説明しているのも重々知っております。ですが、それ以外の市民の皆様というのは、広報を読んでいただくか、このタネット中継を見られて知るという手段もあると思いますけど、まず知っていただく。大変言いづらい部分多々あると思います、今回の計画というのは。そうは思いますけど、まず知っていただくということが一番大事なことであり、理解を得る、協力を得る、そこまで行けばさらにいいわけでございます。そのことについて、まず市の見解をお伺いしたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

市民の方に向けた理解と協力ということであろうと思いますが、市民生活に直接的に影響を及ぼす事業内容につきましては、これまでにおきましても関係する市民の皆さんをはじめ、各種団体等に対しまして十分な説明を行ってきたところでございますし、今回、廃止または縮小する事業につきましても同様に取り組んできたところでございます。

財政健全化に向けた取組につきましては、もちろん市民の皆様の理解と協力が不可欠であろうと、このように考えております。今後におきましても、引き続き市民の皆様に対しまして必要な説明を行いますとともに、理解と協力を得るための周知なども継続してまいります。機会は様々あると思いますので、会議なり会合なり、そういった機会も利用しますし、広報の充実ということも当然必要であると考えております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 是非ともそうであってほしいし、そう願いたいと思います。

この件については最後の質問とさせていただきたいのですが、周知徹底も含めて非常に難しい、厳しい判断を今回市長さんはされたと私は思っております。できるならば、この場でやっぱり市長さん自ら直接お言葉で市民に向けて、今までの一連の流れは多分皆様わかっていたかと思っておりますので、これから竹原市が抱える財政難についての方向性を自らの声でお聞かせいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 昨年の末から財政見通しをお示しし、その中でその見通しを踏まえ

て財政健全化計画を策定させていただいております。もちろん、これは計画上の数値でありますので、推計数値が中にもございますし、その上で昨年末の全協でも御説明をさせていただきましたとおり、具体的な実行に関わっては、例えば議会の議決が必要なものもございますし、当然今回の当初予算編成の中で組み入れたものもございます。これから議員各位におかれまして、この我々が提案した予算について御審議をいただくわけですが、この予算を可決いただいた上において具体的な市民への説明というものも始まるものもございます。そうした全体の、例えば決定事項の流れを踏まえまして、我々としても説明の内容と、それから時期、これを明確にした上で市民の皆様の理解を求めていきたいというふうに思っております。個別具体には、先ほど総務部長も申し上げましたとおり、様々な場面で理解を求めべく説明をするということと、該当事者に関しましては丁寧な説明をさせていただくということを両建てでこれから市民の皆さんの理解を求めていく、市としての方向性を明らかにする中で、今後まちづくりを進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ありがとうございます。

続いて、コミュニティ・スクールの方に移らさせていただきます。

まず、最初の質問の中のところなのですが、学校評議員と学校運営協議会の違いについてお伺いいたしました。ちょっと整理しながら、確認の意味も含めながらお聞きしたいのですが、まず学校運営協議会とは、簡単に言うと今まで行っていた学校評議員で行う内容にプラス学校における基本方針の承認であるというふうな認識でまずいいのかということをお聞きしたいとともに、答弁書の中に合議制の機関というふうなこと、何回も出ております。この合議制の機関という言葉自体をちょっとわかりやすく御説明いただけたらと思うのですが、お願いできますか。

副議長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校評議員と学校運営協議会の違いという御質問の中で、まず学校運営協議会が学校評議員で行う内容にプラス基本方針の承認であるとの認識でよいかということについては、そうではありません。学校評議員というのは、評議員の個別の立場で校長の求めに応じて学校に対する意見を言う方でいらっしゃいますので、それをベースに学校運営協議会をつくらうとしているということではないということで、まず御理解をいただきたい。その学校評議員が校長の求めに応じて意見を言った時に、そ

の意見を採用するかどうかはこれまで校長の判断、要はその制度上、校長次第でその意見を取り入れるかどうかというのが決まってくるのが、今度は学校運営協議会という協議会を立ち上げて、そこで皆さんで、行政でいうと理事者と議会、教育委員会でいうと教育長と教育委員というのは、提案をしてそれに対する承認、合意、同意をいただくという議決を求めるわけでございますので、学校運営協議会というのもそういったことを経て、身近なところでいうとPTAについても総会を開いて議事を承認していただく、これが合議制ということでございますので、行政的な、今回は法律に基づいた学校運営協議会ということ而努力義務ではありますが設置をしていくという方向で今考えておりますので、そういう合法的な合議制の会議が立ち上がるということで御理解をいただければと思います。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ですから、整理すると評議委員会とはまた別物であると、なおかつ今までは校長とかに意見を言えたと、それを校長が判断して決まっていたものが今度は協議会という一つの組織の中で決めていくのであるというふうな解釈でいいわけですね。

それとあわせて、今まで行っていった学校評議員がやる委員会というのですか、例えばPTA会長さんとか集まってから、校長さんとか集まってから話していた会は存続するのですか、それともなくなるのですか。

副議長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、議員がおっしゃっているように学校評議員であるとかPTAの役員、それから地域の民生委員であるとか自治会の方々に学校に協力していただいている方々、これらの方々が今後学校運営協議会の主要なメンバーになるというのは想定をさせていただいておりますので、全く先ほど言いましたように、教育長が御答弁申し上げましたようにゼロベースから人選をしてということではなくて、学校に関わり合いの深い方、これがやはり中心になって協議会の委員が構成されていくものというふうに御理解をいただければと思います。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） よくわかりました。

続いて、コミュニティ・スクールの導入の今度はメリットについて再度お伺いします。

まず、学力の向上とか不登校児童生徒の対応については、今後地域の人材等を生かした取組が可能となるということをやったと書いてあったと思います。これを見る限りでは、直接ではないが間接的に働きかけるのではないかというふうな認識でまずよいのかと

いう確認をしたいと思います。

また、先進地において、かなり全国的にもこのコミュニティ・スクールというの浸透しているのですが、その先進地の事例の中で、例えば今メリットの中でおっしゃった学力の向上や不登校児童生徒に対して有効であったという報告は受けておりませんか。もしあればお聞かせ願いたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） コミュニティ・スクール導入のメリットということで、学力向上、不登校児童等への対応は直接的ではなく、間接的な効果という認識でよいかということですが、間接的な効果もあろうというふうには思います。ただ、先ほど壇上で教育長が御答弁申し上げました、例えば校長から学力向上や不登校児童生徒への対応のための支援を学校運営協議会に要請をされた場合、先ほど言いました合議制の会でございますので、その協議会の中で教職員、保護者、地域住民が集まっているその合議制の会でございますので、そこで例えば学力向上に向けてはこうしたらいいのではないかと、ああしたらいいのではないかとということが議論をされる。その中で直接的、間接的にその課題解決に向けた取組、それぞれの立場でやっていくというようなことが、我々のイメージではそういうふうに協議会としては方向づけをしていきたいというふうに考えておりますし、事例をとということであれば、これも先ほど壇上で教育長御答弁申し上げました中に地域の方がボランティアで勉強を教える塾のような取組、これは先進地の取組事例を指しているものでございまして、例えば放課後の子ども教室というようなことで今放課後児童クラブがありますけども、文科省が推し進めている放課後子ども教室というのは、一定には勉強を教えるような機能を持っておりますので、それを学校でやるか公民館等の集会機能のある施設でやるかは別としまして、そういったことも機が熟してくれば、地域の方々の中から我々が教えてあげるよというような声が上がれば、そういったことも可能ではないか。それから、地域で子どもに声をかけるといったようなことで、これも御答弁申し上げておりますけども、それも地域の見守りの中で発展的に子どもの顔が見える、地域の人顔も子どもがわかってくるというようなところでは、そういった防犯のことも含めて見守りにつながるといふことの事例を御紹介させていただいておりますので、そのように御理解いただければと。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） よくわかりました。

次に、今度は地域的な格差について再度お伺いたします。

今回の学校運営協議会の形態というのが、これも資料を用意すればよかったのですが、2つございまして、まず1校に対して1つの協議会をとるⅠ型というのと、複数校、例えば2校に1つというふうな協議会をとるⅡ型というふうなことがあるというふうに書いておりました。地域的な格差は基本的にはないというふうな御答弁をいただいておりますが、そういった意味でもなくするというよりか、ない方がいいにこしたことはないのですが、Ⅰ型、いわゆる1校に対する1つの協議会を持つことが私個人的には理想的ではないかと思っております。導入に当たっては、今年が準備期間で来年度から本格的に導入、しかも一遍にではなくて段階、何校かに分けてというふうな取組をされるというふうにもお伺しておりますが、教育委員会としてはこのⅠ型とⅡ型、将来的に、今すぐどうなるとかというふうなことではなく、どういうふうにお考えなのか。全部Ⅰ型でいくのか、部分的にはⅡ型でいくおそれがあるのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

副議長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） コミュニティ・スクール導入の形態ということでございますが、まず今議員の方から御紹介いただきましたⅠ型、これが1学校に1運営協議会、Ⅱ型については複数校で運営協議会を設立。市内の事例で申しますと、中学校で学校運営協議会を立ち上げるといった時に竹原中学校であるとか賀茂川中学校でいきますと、小学校が4校、3校、複数校にまたがります。そうしますと、地域から選出をしていただく委員さんが重複する可能性もございますので、そうした時に地域性を鑑みて中学校区で1つの学校運営協議会を立ち上げた方が効率的ではないかという判断に立てばⅡ型という導入をするということで、ですから今回4校ということにはなっていますが、1つは義務教育学校の吉名学園、それから1つは竹原小学校単独、それからもう一つが忠海学園、ここは忠海小学校、忠海中学校ということで施設が一体型ですが学校は2校ということで、一応Ⅰ型、Ⅱ型のケースは想定をしてスタートさせようということにはしております。これはこれから、今言いました竹原中学校区、賀茂川中学校区へ展開をしていくということで様々な課題をまた整理をした上でⅠ型、Ⅱ型を判断していきたいというふうに思っております。

それで、あとは段階的に導入することで地域格差といいますか、導入しない地域との差が出るのではないかといった御趣旨かというふうに思いますが、導入に当たってもう既に、昨日も実は先進地の方に、これは学校長を中心に視察に行っているわけなのですが

も、今言いました4校の学校に限らずこの研修については、特に学校の教職員の研修については垣根を設けずにいろいろ情報共有をしていくために、昨日もその4校以外の校長も視察に参加をしておりますので、それは地域の関係者も含めて、今後そういった導入に当たっていろいろと情報がまだ乏しい状況というのは我々も認識しておりますので、そこについては可能な限りオープンな形で情報共有を図っていきたいというふうに考えておりますので、そこで先ほど教育長御答弁申し上げましたように、とにかく地域活動というのは今ゼロではないと、各地域それぞれ御協力いただいている、それを生かした形で協議会を立ち上げてまいりますので、その部分でいうと今地域力がそれぞれの地域にあるということでは地域差は生じないものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ありがとうございます。いずれにしても今回のこのコミュニティ・スクールが私の質問であったように、学校、児童生徒、当然地域の皆さんにとっても有効的で潤うような形をとっていただければ非常にありがたいと思っております。

最後の質問とさせていただきますが、ここ近年、竹原市の教育環境が目まぐるしく変わってきております。先ほど次長からも話が出ましたが、忠海学園における小中一貫校、それから吉名学園における義務教育学校、ここに来て全校対象となるであろうコミュニティ・スクールと、様々な整備、環境が変わってきております。第6次総合計画の中の教育部門の中にも、このコミュニティ・スクールがイの一番に書かれていると。非常に一丁目一番地の重要なことだと私も思っております。そういうふうな意識だと思いますけども、最後、教育長にこれからの竹原市の教育の方向性、問題点も含めてどういうふうな考えか、どういうふうに進んでいくのかをちょっと聞かせていただいて、私の最後の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 教育の一丁目一番地をどう捉えているかというような、そういう認識をお尋ねになられたのかなと思いますが、今議員おっしゃったように、竹原市については御紹介ありましたように小中一貫教育、そしてこの前の4月の義務教育化、今度はさらにフィールドを広げてコミュニティ・スクールというふうに取り組むわけですが、これまでも非常にこれからの教育課題に対応できるようにチャレンジをしてきておられる竹原市でありますし、その上に立って今度コミュニティ・スクールも取り組んでいこうという

思いでございます。それは、なぜそういうふうにかこれまでの竹原市もこれからの竹原市もチャレンジしていこうとするのかというところを申し上げますと、やはりグローバル社会でありますとか、あるいはソサエティ5.0といわれるような社会であるとか、あるいは先行きが不透明な社会である、そういう中へ、今、目の前で手塩にかけて先生たちが育てている子どもたちは出ていくわけでありまして、今の学習指導要領は2030年をイメージしておりますが、2030年には竹原で学んでいる子どもたちがその社会で中心となっていく、あるいは竹原を担っていく、そういうところへ進むわけでありまして、じゃあ何が今必要なのかといいますと、今申し上げたようにこれからの社会に対応できる学力を身につけた児童生徒を育成していく、これが一丁目一番地でありまして、それを支えていくのは、支えていく地域とともにある学校づくりを進めていく、これがそこへ付随するものであります。

これまで、今私申しましたそこへ対応できる学力という言い方を申しましたけども、とかく学力という議論の中では知識、技能の部分、いわゆる数値としてあらわれている学力が重視される傾向にありました。私は、この数値としてあらわれる学力の結果もきちんと出さなくてはいけないと思っています。そのことで子どもたちも自信が持てるし、そして保護者の皆さんでいえば、この町で学ばせることへの安心というか、こういうものを持てるわけでありまして、それは子どもたちの基礎、基本となるものであります。

しかしながら、大切なのはこれだけにとどまらずに思考力、判断力、表現力というような部分であるとか、あるいは学んだことを人生や社会に生かそうとする力、こういったことが求められていくようになってきているわけでありまして。ですから、学力観といった時に、我々が学校の中で学んできた学力と今求められている学力というのは明らかに転換して違ってきている。こういうことを我々大人社会はしっかりと認識して、子どもたちに関わっていかなくてはいけない。例えば、3月になりますと高校入試選抜(Ⅱ)がありますけれども、その選抜(Ⅱ)については新聞等でも公表されますが、明らかにこの10年、もっといえばこの5年ぐらい大きく変わっています。知識、理解を問うものだけではなくなっている。それは、こういう背景があるわけでありまして。

私が申し上げたいのは、かつてのたくさん知っていればよしという、そういう学力観ではなくって、学んだことをどう生かして何ができるようになっていくか、すなわち子どもたちが学んだことを社会生活とか、あるいは地域社会の課題を見つけてそこを解決していこうとするような、そういう意欲を持った、先ほど申し上げたような学力を身につけさせ

ることが非常に重要だろうと思っています。そのためにはこれまでも申し出ておりますけれども、学力を子どもたちに身につけるためには3つの総力戦が要る。1つは、単体の学校での総力戦。もう一つは、竹原市には小中一貫教育という小学校から中学校までの結ばれたたて糸の、例えば小学校で十分でなかったら中学校でカバーできる、そういうようなたて糸で結ばれた全ての学校の総力戦。もう一つは、地域、家庭の総力戦であります。例えば、子どもたちが安心して登校ができるとか、朝御飯もしっかり食べて登校できるとか、あるいは家庭の中で可能な限り子どもと保護者が触れ合う時間がとれるとか、あるいはそういうことが困難な家庭であれば地域でそこはカバーしていくとか、そういうことも含めて地域、家庭の総力戦ということを私は思っておりますが、これを実現していくためには、もどに戻りますけれども、コミュニティ・スクールということが必要不可欠であると思っています。

したがいまして、学校教育、教育全体かもわかりませんが、その一丁目一番地はこれからの社会に対応する、そういった学力を全ての子どもたちに身につけることであり、それは学校は学校としての責任を果たしながら、地域、保護者の皆さんの力もお借りしながら、学校も地域も同じ目標を共有をしながら子どもたちを育てていく。そういう地域とともにある学校をつくっていく、これが一丁目一番地であると、そこへ対して全力で取り組んでいきたいと、こういう思いでおりますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 以上をもって7番川本円議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午後 0時59分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に続き一般質問を行います。

質問順位5番、高重洋介議員の登壇を許します。

5番（高重洋介君） それでは、平成31年第1回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。快政会、高重洋介です。

今定例会、5人の方の一般質問があり、5人目の最後の質問となります。また、午後か

らということもありまして、皆様方にしっかり聞いていただけるよう質問展開をしていきたいと思えます。

（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

コミュニティ・スクール——学校運営協議会制度——について。

コミュニティ・スクール（CS），これはこれまでの評議委員制度等地域に開かれた学校づくりの組織をさらに一歩進めるため、平成16年6月の地方教育行政の組織並び運営に関する法律の改正により導入された制度であります。

このコミュニティ・スクールには、校長及び地域住民や保護者などから構成される学校運営協議会が設けられ、地域、保護者、学校が一体となってよりよい学校教育と特色ある学校づくりを推進し、地域に信頼される学校づくりを行うことが求められております。

また、学校運営協議会の主な役割は、学校運営に関し教育委員会または校長に意見を述べることができる、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認を行う、学校の教職員の任命に関し、任命権者に意見を述べるができる、学校運営への必要な支援について協議するなどが、地方教育行政第47条の6で規定をされております。

平成17年4月、17校からスタートしたコミュニティ・スクールは、10年後の平成27年4月では1,919校、平成29年4月では3,600校、昨年、平成30年4月には5,432校と前年より1,832校増加しております。広島県においては、平成30年4月現在で7つの市町で33校が導入を行っております。県内の導入率は6.1%と全国的にも低い数字となっております。

竹原市教育委員会は、平成31年度に導入予定の3から4校を指定し、研修を行いながら準備を進め、平成32年度からのコミュニティ・スクールの指定を目指すとあります。また、これらの学校を核として段階的に拡大し、平成34年度に小・中・義務教育学校、全12校をコミュニティ・スクールとして指定する予定と伺っておりますが、まずは地域の皆さんや保護者の方の理解と協力がなければ、前に進むことができません。我々が子どもころは、地元出身の先生がいて、地域の昔話や伝統などを学ぶことも多くありました。現在では、そういった地元の先生も少なく、地域、保護者、学校が一体となり、通いたい学校、通わせたい学校になることを期待し、質問をさせていただきます。

1つ目に、平成31年度に導入予定の3から4校を指定し、研修を行いながら準備をし、平成32年度のコミュニティ・スクールの指定を目指すとありますが、この導入予定の学校はどこになりますか。また、指定した理由、研修内容などをお聞きいたします。

2つ目の委員の選出は、学校長の意見を反映し教育委員会で任命するとありますが、委員の選出方法、人数、報酬の有無などお聞きいたします。

また、校長と学校運営協議会の方針が対立し、円滑な運営ができない場合があるかもしれません。いかがお考えかお聞きをいたします。

3つ目に、考えられる導入の形態といたしまして、各学校ごとに学校運営協議会を置くⅠ型、中学校区に学校運営協議会を置くⅡ型があります。Ⅱ型は、忠海学園の小中一貫校や吉名学園の義務教育学校と思われませんが、Ⅰ型の場合、市内では、竹原中学校区内が大乗小、竹原小、中通小、竹西小と4つの小学校から成り、また賀茂川中学校区内は荘野小、東野小、仁賀小と3つの小学校から成っております。小中学校の連携の強化が必要と思われませんが、小学校と中学校の地域が重複することで委員の確保が難しくなると考えられますが、教育委員会としてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

4つ目に、総務文教委員会の資料の導入のメリット（子どもにとって）の中で、学力が向上や不登校児童生徒の減少とありますが、どのような取組を行うのか詳しく説明をお願いをいたします。具体的な事例などあればお聞きをいたします。また、他市町の成果や課題などもあわせてお伺いをいたします。

5つ目、この事業を進めるためには、まず保護者や地域の方の理解や協力なしでは前に進みません。これからの準備期間の中でいかに保護者や地域住民に周知徹底し、理解をしていただき、多くの方の協力のもと連携を図っていくことが大きな鍵となります。そのためには、地域の人に協力を求めるだけでなく、教職員が地域へ出向き、地域行事に参加し、互いに貢献できる関係が必要と考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

続きまして、7月豪雨災害による県道南方竹原線と小梨住民の安心・安全な生活について質問をさせていただきます。

昨年の7月豪雨災害から7カ月が過ぎ、国の査定も終わり、ようやく復興に向けて本工事も進み出したところであります。災害当初、市内至るところで河川の氾濫、道路が寸断し通行止めとなり、竹原市は陸の孤島となり、食料やガソリンが不足する事態となりましたが、県や市の職員の方、また猛暑の中、仮復旧工事に取り組んでいただいた自衛隊や事業者の方のおかげで幹線道路は早い段階で通行止めが解除され、通行することができるようになりました。市民の皆様も復旧に向け、前を向くことができました。これまでは当たり前に使っている道路であります。現在の車社会において改めて道路の重要性を再認識をいたしました。

しかしながら、災害から7カ月、いまだ県道南方竹原線は仮復旧もされず通行止めとなっております。災害当初の8月末には開通予定と情報があり、小梨の住民の方も安心されていましたが、一向に復旧工事は行われず、11月に行われる小梨の産業祭は中止になり、毎年多くの方が産業祭に訪れ、にぎわっていましたが、大変残念でなりません。

その後、年明けの1月下旬には開通予定と報告があり、2月の神明祭には間に合うと地域の方も喜んでおられました。再び設計変更のため延期になり、2月3日に行われた小梨町の神明祭はいつもの半数程度の参加となりました。

南方竹原線は小梨住民の生活道路であり、安心・安全を守る道路でもあります。道路管理者は広島県ですが、市民の安心・安全を守る竹原市としてのお考えをお聞きをいたします。

1つ目の質問に、7月豪雨災害より7カ月、南方竹原線の開通予定はいつになりますか。豪雨災害後、広島県内でいまだに県道の通行止めの区間がありますか、お聞きします。また、南方竹原線の過去10年で災害により通行止めになった回数、期間をあわせてお伺いをいたします。

2つ目に、災害後、長期通行止めにより2号線から新庄交差点を回り竹原市内に迂回を余儀なくされ、時間的には3倍、距離的には4倍を要し、7カ月にわたる経済的損失、精神的リスクの影響をどのようにお考えかお聞きをいたします。また、児童の通学バスや福祉バス、緊急時等の対応策について、あわせてお伺いをいたします。

3つ目の質問に、斎場から県道75号線取りつけ間の長期未整備とバイパス化計画の具現化。

昭和55年ごろ計画された県道75号線からのバイパス計画や斎場までの2車線化事業は、県、市行政の事業計画説明後、これまで経過報告等何ら説明責任が果たされていません。これは、事業者として職務意識の欠如と行政執行の怠慢そのものであると言われても仕方のないことではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

県道75号線から斎場間は、斎場建設時に関係行政との協議で2車線化が条件採択の経緯があり、当該区間0.6キロは斎場建設から30年が過ぎた今現在も未改良であります。長期間にわたって当該放置区間の要因をお聞きをいたします。また、責任ある説明者出席の協議であったため事実検証の必要性があると思いますが、竹原市のお考えをお伺いいたします。

2つ目に、過去数年にわたって災害や改良工事等による通行止めの現状と現道の用地対策に見通しが立たないのであれば、バイパス計画の具現化に向け、竹原市は国、県に対し施策要望に転じる必要があると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 高重議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

まず、2点目の7月豪雨災害による県道南方竹原線と小梨住民の安全・安心な生活についての御質問でございます。

県道南方竹原線は、竹原小学校北側の交差点から竹原市斎場、小梨町を經由して国道2号に通じており、生活道路として重要な役割を果たしている地域間を結ぶ幹線直路であります。

しかしながら、7月の豪雨災害による一部区間の路肩の崩壊が大規模であったことなどから、全面通行止めが長期間続いており、復旧工事の完成は今月下旬になる見込みと県から伺っております。

豪雨災害後、広島県内で災害復旧工事による県道の通行止めの区間は、今月15日現在で、この県道南方竹原線を含め32区間あります。

また、県道南方竹原線の過去10年間の災害による通行止めにつきましては、平成22年、平成28年及び今回の3回であり、復旧工事のための通行止めの期間はいずれも4月から8カ月間となっております。

小梨町においては、県道の災害復旧工事のほか道路改良工事などにより長期通行止め箇所があり、市民の日常生活や経済活動に多大な影響が生じております。児童の通学や福祉バスの対応につきましては、現在生活バス路線の廃止に伴い、児童生徒の通学支援として通学タクシーを、また住民の外出支援としては乗り合いタクシーを運行してまいりましたが、災害発生後はこれらを国道2号経由で実施している状況であります。

こうしたことから、小梨町の皆様が安全・安心な生活を一日でも早く取り戻せるよう、県に対して被災箇所の早期復旧を要望しているところであります。

次に、3点目の県道南方竹原線の整備についての御質問でございます。

県道南方竹原線は、曲線部分が多く、一部幅員が狭隘な箇所がありますが、道路管理者

である広島県によって継続的に道路改良の取組が行われてきました。竹原小学校北側の交差点から竹原市斎場までの区間は幅員が狭く、円滑な交通処理が困難なことから地元自治会からの道路拡幅の要望もあり、県に対してこれまで道路整備について働きかけを行ってきたところであります。この区間は、法務局の公図と現況が不整合であり、事業実施のための用地の整理に時間を要していると伺っておりますが、この作業も含め、今後も引き続き既設道路の拡幅を進めるよう県に要請してまいります。

また、バイパス整備の着手につきましては、このたびの豪雨災害を踏まえ、県の次期道路整備計画を見据えながら県と必要な協議や調整を図ってまいりたいと考えております。

こうした取組を進めながら、引き続き県と連携し、安全・安心な暮らしを支える県道の整備に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 高重議員の質問にお答えをいたします。

1点目のコミュニティ・スクールについての御質問でございます。

まず、学校運営協議会の導入につきましては、来年度は忠海小学校、忠海中学校のいわゆる忠海学園の2校、竹原小学校、吉名学園の4校を研究校として指定し、平成32年度の導入に向けて準備を進めることとしております。

この4校については、施設一体型で小中一貫教育を行う忠海小学校・中学校、単独の小学校である竹原小学校、義務教育学校である吉名学園と、多様な種類の学校で研究を進めていくという観点で指定いたしました。

今後、これらの4校において、学識経験者や先進校の関係者等を招聘し、研修等を実施しながら望ましい学校運営協議会のあり方等について研究を進めてまいります。

次に、学校運営協議会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項及び第3項により教育委員会が校長から推薦を受け適任者を任命することとなっております。

委員の人数については、県内の先進地域の状況を参考に15名以内と考えており、また構成員については、PTA、自治会、民生委員、ボランティア、元校長等の学識経験者等を想定しております。

委員については、教育委員会が委嘱する非常勤特別職であることから、現在この委員の報酬の必要性について検討を行っているところであります。

学校運営については、学校教育法第37条第4項に、校長は「校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されております。学校経営の責任者は校長であり、その校長が参画する学校運営協議会において、関係者による熟議などの必要な過程を踏むこととなることから、これまで以上に多くの関係者と良好な合意形成が図れるものと考えており、支障は生じないと見込んでおります。全国的に見ても、学校運営協議会において学校の基本方針が承認されない例やトラブルが発生した事例はないと伺っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6により、教育委員会には学校運営が円滑に行われるよう指導・監督責任がありますことから、教育委員会としては必要な助言を行うことなどによってその責任を果たしてまいります。

次に、学校運営協議会委員の確保につきましては、御指摘のように今後市内の全ての学校がコミュニティ・スクールを導入いたしますと、推薦委員が学校間で重複する可能性があると考えられます。

こうしたことを踏まえて、複数の学校で1つの学校運営協議会を置くⅡ型での設置も考慮に入れながら、今後の準備期間の中で学校間の連携を図りつつ、委員の確保策についても検討をしてまいります。

次に、コミュニティ・スクール導入のメリットについてであります。学校運営協議会は、例えば校長から学力向上や不登校児童生徒への対応等のための支援を要請された場合、教職員と保護者、地域住民と対応策の検討を行い、地域の人材等を生かした必要な取組を実施することが可能となります。

具体的には、児童生徒が生涯にわたっての学びや生き方について学習し、これからのグローバル化社会や21世紀を主体的に生き抜くための必要な学力の向上などにつなげるため、地域の方をゲストティーチャーとして招くような取組などができるものと考えております。また、地域の方がボランティアで勉強を教える塾のような取組や地域で子どもに声をかけるといった取組のほか、さらには様々な場面で保護者や地域住民との関わりが増えることで自己肯定感が高まったり、意欲が向上するような効果が間接的に認められる取組も期待できます。

コミュニティ・スクールという制度の活用は、学校だけの取組と比較して、より多角的、効果的な取組につながるものと考えております。他市町においては、学校の書写や裁縫の授業に教員の補佐として地域の方に入ってもらったり、夏季休業中に集会所等の施設に児童が集まり、地域の方に宿題を教えてもらう取組を行っているところがあると伺って

おります。竹原市内においても、こうした事例を参考にしながら、地域の資源や人材を生かす取組を進めてまいります。

最後に、保護者や地域との協力関係においては、学校運営協議会制度を導入することにより、学校と地域が将来を担う子どもたちを育成するための目標を共有することができます。また、地域と学校が役割分担をしながら、それぞれ主体的に課題解決に取り組むため、双方が達成感を味わうことができると考えております。先進地域では、学校や子どもたちが地域行事に積極的に参画するようになり、その運営に子どもたちがアイデアを出し合ったり、祭りに来場した観光客のガイドを子どもたちが行うことなどで、停滞傾向にあった地域行事が活発化している事例があると伺っており、これらの効果も期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） それでは、コミュニティ・スクールについて再質問をさせていただきます。午前中の川本議員の方からコミュニティ・スクールについて質問がございましたので、重複しないように質問展開をさせていただきます。

最初の質問ですが、4校、どこの学校になりますかという質問で、来年度導入予定の学校は、忠海小学校、忠海中学校の忠海学園小中一貫校、吉名学園義務教育学校、そして単独の学校として竹原小学校で、多様な種類の学校で進めるということです。これは、どこの学校もそうなのですが、この3つの学校もそうだとは思いますが、竹原市内、こういったコミュニティ・スクールではないのですが、既にそういった組織といますか、地域と保護者が連携をして進めていっている。特に、吉名学園にしても早くから小学校、中学校と合同で運動会を開いたり、地域の方がそこへ交わったり、北部では、東野小学校では午前中に小学校の運動会をし、午後から地域の運動会をしてみんなで運動会をすとかそういうこと。また、ここにあります竹原小学校では同窓会がしっかり組織がしておられ、今月も神明さんとかを小学校で同窓会がつくって子どもたちと一緒に燃やすというようなこともされており、余り難しく考える必要のないことかなと。自然にどこの学校もそういうところへ入っていけるのかなというふうには思うのですが、一つ組織化することで協議会委員になると責任が増すのではないかと、そういうふうな考えをされる方もおられると思います。その辺について少しお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 新たな学校運営協議会の設立に伴って地域や保護者の方々に責任とといいますか、負担感が増すのではないかとといった趣旨ではなかろうかと思えます。これまでも、今議員の御指摘のとおり地域の方々には様々な形で学校教育活動に御協力をいただけてきているところがございますが、あくまでも客観的な見方をしたらという前提で申し上げますと、これまでは地域と学校の双方が相手側からの要請に対してそれに応える形で支援や協力をしてきた関係だったのではないかという評価とといいますか、反省があるとすればこれからの学校教育活動についてはこのままでいいのか、地域連携も含めて十分な体制になっていたのかというような、そういうことを学校と地域が一緒になってまず振り返りをする場、そういう場になるような協議会であってほしいと。それで、新たな連携を考える機会となることにもなりますし、協議会活動を通じた学校と地域の新たな協力体制が構築していけるのではないかとといった、いわゆるそういう段階、課程といえますか、そういうステップを踏んでいければというイメージを我々持っております。

そうした中で、立ち上げ当初についてはやはりその地域の課題も含めてそういった活動の洗い出し、整理という期間が当然発生すると思えますので、お互い負担が増える部分もあるかもしれませんが、運営協議会において、先ほど教育長が御答弁申し上げましたように、熟議ということを繰り返していけばそういう活動の内容が洗練をされて、重複するような会議であったりとかそういうものも合理的かつ効率的な運営がしていけるのではないかというふうに思っておりますし、我々としてもその辺の負担感を少しでも軽減できるような協議会づくりを目指していければというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。

どうしても最初は、やり方とかいろんな戸惑いもあると思えます。しかしながら、本当に先ほどからも申しますが、普段どおり、これまでどおりのことを普通にやればうまくいくのかなど。そして、またいろんな先進校の事例もあると思えます。できるだけ負担のかからないように、各学校でいろんな特色を生かして学校のやり方、それぞれのやり方で進めていっていただきたいというふうに思います。

また、協議会委員の方なのですが15名以内、この1年を通して学識経験者や先進校の関係者を招聘し、研修等を実施しながら研修を行うというふうにあります。協議会委員の任命時期はいつごろになられるのか。また、既に指定される学校が決まっているということは、早く協議会委員を決めて、いろいろな研修に携わっていただきたいというふうな思

いです。また、今年の8月に先進校として、府中市でコミュニティ・スクールの全国大会が行われます。ここには、是非協議会委員の方も多く参加していただきたいというふうに思います。その辺については、どういうふうなお考えでしょうか。

また、構成員は、PTA、自治会、民生委員、ボランティア、元校長等の学識経験者を想定していますとありますが、自治会長とか民生委員さん、既に地元でたくさんの役をやられている方もおられると思います。その辺が大変ではなかろうかと考えますが、ちょっと質問も数多いのですが、いかがお考えかお伺いをいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校運営協議会の委員の委嘱の時期なり今後の研修スケジュールということかと思えます。議員の方からも、もう今既に地域でのそういうコミュニティ組織といいますか、活動があるという前提で我々も全くそのとおりでというふうに思っております、その部分で言いますと委員の委嘱につきましては32年度4月が正式な委嘱にはなるのですが、研究校としての委嘱については4月以降、例えばPTAの組織が固まったり先生の異動等もございますので、そういった部分でいうと4月以降早い時期に委員の委嘱はさせていただきたいというふうに考えています。実施には、午前中も申しあげましたように昨日も県内視察を各学校長させていただいておりますので、特に先行的にコミュニティ・スクールを導入する4校においては、私がどこまで今言えるかもあるのですが、例えば校長の頭の中には既にそういった地域の方々のイメージは持っていらっしゃるというふうに思いますので、そこは学校と教育委員会の連携の中で、今申しました時期に委員の委嘱をした上で行っていきたいと。

それと、あと31年度の研究期間の研修の大まかなスケジュールでございますが、まず、やはりコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度そのものを学校の教職員、それから地域の方々にも御理解をいただかなければいけないということで、学期ごとで申しますと1学期においては、そういう試験的に導入する4校各校それぞれでまず研修を行って、制度内容であるとか協議会の進め方、こういった基本的な知識の研修とともに、課題であるとか今後の活動内容の洗い出し、そういった作業期間になろうと思います。そういった時期で、今御紹介いただいた全国大会が府中市であるというようなところにも、是非研修に行っていただくような形で取り組みたいと。2学期以降になりましては、学校の管理職と協議会の関係者が決まっているというふうな前提で合同で改めて先進校の現場を見ていただくというふうなことで、それについては先進地の協議会のメンバー、学校だけの

お話ではなくて協議会の当事者の方々との意見交換をできればというふうに思っております。なおかつ2学期については、全体の講演会というようなものを予定をしまして、またここで市内全体の情報共有を図っていければと。最後は、3学期においてはその活動の振り返りをした中で評価をしていくといったような大まかなスケジュールであります。こういったことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） そうですね。やはり保護者、地域の方の理解を得るのが一番だと思います。また、先進校の、早くからやられているところの学校のいいところだけを見るのではなく、これまであったと思いますその課題をしっかりと聞いて進めていくことが、よりよく、スピード感を持って前に進むのではないかなというふうな思いがあります。私は、あえてこの制度にはメリットはあってもデメリットはないと思います。しかし、課題はあると思います。その課題をしっかりと協議会委員の皆さんが踏まえて、自分の学校の中で学校らしさを出していくような進め方をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、委員の報酬についてなのですが、これはあくまで私個人の意見と経験、いろいろな、私もPTA会長等々させていただきましたその中で、教育というものはやっぱり保護者とか地域の方とかいろんな方がボランティアで行うものだというふうに考えております。報酬があることによってその責任の度合いも変わってきますし、同じ保護者の中の役員でも、報酬をもらう人、もらわない人と、ちょっと格差が出るのかなというふうな思いがあります。それと、少しここ私勉強不足なのですが、例えばPTA会長とかPTAの役員を公務員の方がされる時、その協議会のメンバーになることで報酬が出た時に、果たしてその方々はその報酬を受け取ることができるのかなという部分も考えられます。そういったこともありますし、これまで評議委員の方々も無報酬だと思いますし、できればそういうふうな形で進めていっていただきたいと思うのですが、その辺についてお伺いをいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、議員の方からも御提言がありました今回この学校運営協議会というのは、教育委員会が委嘱する非常勤特別職になるということ、これはもう地教行法等で学校運営協議会の方が法律的に設置を積極的にするよということ、法律に基づいた協議会ということになりますので、ただ我々としても今議員の方から御提案をいただいた部分は市民の方々からの意見とも認識をしておりますので、そういったと

ころで、今の我々の市の職員がPTA等の役員になるというようなことも十分考えられますので、そういった部分も一定には国から指針が出ている状況の中で、こういった形が適正なのかというようなことで、報酬の必要性ということについては財政的なこともございますし、他市町の状況も見ながら適切に判断をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。

公務員の方が報酬をいただけることがどうかということを知りました。いいですか、もう一回。済みませんがお伺いします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 済みません、答弁漏れで。

今、市の職員がこの……

（「消防署職員も」と呼ぶ者あり）

そうですね。いわゆる公務員がということでもありますので、ちょっと我々の方もこの学校運営協議会というような形の非常勤特別職には当たりますけども、通常で言えば特に市の職員に関しては、市の職員として委員になることはあるとは思うのですが、そうではない立場でなるというようなことで、ここはひとつ研究をさせていただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） 済みません、私の方もちょっと勉強不足で、前もってしっかり調べておけばよかったのですが。

次の質問に変えさせていただきます。

答弁の中で、今後市内の全ての学校がコミュニティ・スクールを導入いたしますと、推薦委員が学校間で重複する可能性があると考えられますというふうに答弁書にあります。これは、I型の竹中に当たるのかなというふうな思いがあります。先ほども申しましたように、竹原中学校は4つの小学校から成っております。その中で、またそこから中学校で協議会委員を推薦というか選定するに当たり、どうしても小学校からの協議会委員が中学校へ行かなければならない、地域的に。また、そうすることで逆に連携がとれるという考え方もできると思います。しかし、負担がかかるというような思いもあります。その辺に

ついてどのようにお考えかお伺いするのが1点と。

もう一点、複数の学校で1つの学校運営協議会を置くⅡ型での設置も考慮に入れながらということは、これは残された賀茂川学区内かなというふうな思いがします。賀茂川中学校区のことではなかろうかと思いますが、ここはやはり地域的な問題や環境的な問題とか学校の規模、そういったことからこのよう運営方法をお考えになられているのかを聞きをいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校運営協議会の形態の中での考え方ということでございますが、まずⅠ型、Ⅱ型で申しますと、やはり我々、小中一貫校を教育委員会として推進をする考えのもとで考えますと、義務教育9年間の中でこの学校運営協議会をどのように地域との連携を図っていくかといったツールにも当然使っていくべきだというふうな考えておりますので、そういった意味では、基本は中学校区の中で学校運営協議会を組織できないかというのをまず考えた上で、その後には、今先ほど来議員の方からも御指摘いただいていますように地域活動の状況であったりとか、また今言うように小学校と中学校に子どもさんが分かれた場合に両方の役員をやっている方というのは多々いらっしゃると思いますので、そういった部分を総合的に判断をしますと、やはり中学校区で1つの運営協議会というのが将来的には望ましい姿ではなかろうかというふうに思っておりますので。そういった部分に、後は、例えば今、北部、賀茂川中学校のお話が出ましたけども、賀茂川中学校区においてはそういった町で言うと5つですかね、新庄、西野、田万里、仁賀、東野という、そういう地域の特性もあろうと思いますので、そういった部分でⅠ型が好ましいか、Ⅱ型が適当かというようなことも総合的に判断をしていくことになろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。いろいろ試行錯誤をしながら進めていって、本当に子どもたちにいい環境ができるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、学力の向上ということがあります。私は、学力の向上は大事なことだと思います。子どもにとって、学生にとっては、勉強することが第一ということですが、その中でももちろん学力の向上も大切ですが、私は人間力の向上も必要だと強く考えております。午前中の答弁の中には教育長も、社会力の向上という言葉も出ました。私はやっぱり人間力

を鍛えていくこと，学力を上げていくこと，これは同じく進めていくべきことではないかなというふうに思います。答弁書の中で，学力の向上につながるため地域の方をゲストティーチャーとして招くような取組などができるものというふうにあります。この中で私は，ゲストティーチャーとして地域の方，いろんな方から人生経験を聞いたり，いろんな体験を聞くことで人間力の向上になり，また卒業生で活躍している方の話を聞くことで，自分たちがまたより一層多くの夢を持ち，チャレンジする精神が育成できるというふうに考えております。多くの方と関わることで学力の向上とともに人間力の向上を目指していただきたいが，その辺についてお聞きをいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 議員の御指摘のとおり地域力もさることながら，今議員の方から御指摘がありましたように我々としてもこの学校運営協議会が目指すところについては，子どもたちの，今議員が言われた言葉をお借りするならば，人間力を向上させるような形で協議会の活動が活発になるような形で取組を進めていきたいというふうに思っております。全く御指摘のとおりだと思います。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。いろいろなるるお話をさせていただきました。とても期待をしております。

また，先進校として府中市の話がありました。この府中市のコミュニティ・スクールは，高田教育長が府中市の教育長の時に礎を築き，今に至っているというふうに聞いております。決してこれまでの道のり，いろんなことがあったと思います。試行錯誤しながらやってきて，その中で昨年の災害を機に一つ大きく前進ができたというふうにも伺っています。これ，ちょっと余談ではございますが，私はよくPTAの関係の方々にPTAの略って何か知っていますかというような話をすることがあります。ペアレント，ティーチャー，アソシエーション，保護者と教師の組織みたいなものだ。ただ，私の場合はこれ皮肉ってPTAのPは駐車場係のP，TはトラブルのT，AはアクシデントのA。これ，私の実体験の中からのなのですが，確かにトラブル，アクシデント，たくさんあります。でも，そういったものを乗り越えて初めて保護者が一つになれるのかなと。大きな問題を乗り越えることで子どもたちにいい環境を与えようと努力するのではないかなというふうに思っております。

私ごとの経験の話で大変恐縮なのですが，もう10年ほど前になりますが，ある学校の

P T A会長をさせてもらった時にとんでもない事件が起こりました。余りこの話はしたくはないのですが、本当に全国ニュースで流れたり、全国の情報番組で取り上げられるような事件でありました。その中で、やはり保護者と地域、学校が一つになって子どもたちによりよい環境を与えようと一つになり、乗り越えていったという経験がございます。当時本当にいろんな思いをしながら、朝5時ごろから報道車が来て、子どもたちの通学路へ構えるわけですね。でも、我々は自主的に朝早くからやめてくださいと言いながら、その姿を見た今度は地域の方々が出てきてくれて一緒に同じように行動をとってくれる。確かに大きな問題ではありましたが、そういった問題の中でピンチをチャンスに変えるではないのですが、いろんなことをクリアしながら、お互いにここで熟議しながら乗り越えていく。その中に、子どもたちに対して何かをしないといけないという責任感が生まれるのではないかなというふうに感じております。孟母三遷の話ではございませんが、いい環境で学ばしたい、それは親として当たり前のことだと思います。しかし、その環境をつくるのはほかでもない親、すなわち保護者。そして、いい先生を育てるのも保護者。いい環境は与えられるものではなくて、我々保護者、親、地域も、先生も一緒になってつくっていくものではないかなというふうに思っております。そんな中で私は常々、通わせたい学校、通いたい学校になるのではないかなというふうに思っております。

昨年の11月の日本教育新聞というものを勉強がてらとらせていただいているのですが、教育長の記事が載っています。この中で、地域と学校に共通目標を。教育長もそろそろ1年就任されてとなりますが、たびたびお話をさせていただくこともあり、本当に地域愛というのですか、すごく学校と地域を大切にしたいと。そして、シビックプライド、誇りを持って、郷土の誇り、郷土愛ですよね。市民の誇り、郷土愛という言葉もこの中に書かれております。午前中も答弁をされておりましたが、これから地域と学校のあり方、またコミュニティ・スクールについて教育長の御所見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今の高重議員の御発言を聞いていまして、その10年前のとんでもない事件の時、私はそのとんでもない事件を立場違って統括する責任者でございまして、その当時、この地に参りまして学校や教育委員会の方から話を聞いて、これだけのことが生じているのにも関わらずP T A会長さんをはじめ、P T Aの方が御支援をしていただけるのだと、だから立ち上がることができるのだという、そういう校長の思いを聞いた

ことを今さらながらついこの間のことのように思い出しますとともに、非常に感銘を受けながら今議員の話を聞いていたところでございます。そういう信頼の上に立って学校が成り立つものでありますし、またそういうことに甘えてはならず、学校は学校として責任を果たし、教育委員会は教育委員会として責任を果たしていくことで双方の信頼が教訓となって、いざという時に支えていただけるような、こういうことを今深く感じたところでございます。

コミュニティ・スクールについての思いをということをおっしゃっていただきましたけれども、今朝ほど午前中の川本議員の時にも御説明しましたように、今求められる学力というのは従来の学力とは転換を図っていかなくてはいけないのだということも申しましたが、特にその中で学んだことを人生や社会に生かそうとする力や人間性の涵養、涵養というのは徐々に養い育てることということを言いますが、ここは非常に重視をされております。ですから、ありていに言いますと以前はたくさん知っていることのみがよいことだと、こういう評価でありましたけれども、たくさん知っているということだけではなくて学んだことを活用して何ができるようになるか、そこが問われるわけでありまして、これ平たく言いますと、学んだことを生かして地域の課題を捉えてそれを解決していく、あるいはまだ何が課題かもわからない混沌とした世界を見て、これが課題だというものを自ら見つけて多様な他者と協力、協働して問題を解決していく。そういうことが求められるわけでありまして、今日における我々の学力の議論というのは、まさに高重議員が御指摘のように人間力の向上そのものだという、まことに炯眼であると思います。そして、これらの学力の育成には、繰り返すようになりますけれども、社会に開かれた教育課程の実現によって学校と地域が共通の目標を持って、そして地域と学校が一体となって将来の社会の担い手となる子どもたちを育てていく。そういう取組が必要であり、そのためにはコミュニティ・スクールのシステムは大いに効果を期待できるものだと、そういうことを思いまして今回導入に踏み切っているところでございます。

そのためには、市民の皆様に積極的にこういった取組を発信し皆さんの協力をいただきながら、竹原市の学校教育は、学校間がつながり合う小中一貫教育というたて糸と地域と保護者と学校が結ばれるコミュニティ・スクールというよこ糸が織りなす地域とともにある学校の中で、子どもたちが市民の皆さんに見守られて、また期待されて、安心して、義務教育でいいますと15の春を迎えることができるように学校と教育委員会はしっかりその責任を果たしつつ、地域の応援をいただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、

こういった営みを積み重ねていくことで、地域を支える人材から世界中で活躍する人材までの厚みのある人材を輩出することのできるまちづくりができるものと考えているところでございます。

そして、先ほどのシビックプライドという言葉に触れていただきましたけども、これは竹原市第6次総合計画基本構想の中にも使っている言葉でございまして、まちに対する愛着を、誇りを持つことにより、それぞれの立場から地域のために行動する姿勢をいうと、こういうことではございます。私が申し上げるのもおこがましいことではございますが、こうして我が子が学校に今は通っていませんともこの地域の子どものためにいろんな関わりを、このコミュニティ・スクールのシステムを導入することで多くの市民の皆様がこの教育への関わりを持っていただく中で、そういったシビックプライドが醸成されていって、それぞれがそれぞれの立場でまちづくりに関わっていく、そういうようなところに発展していくことが期待できるのではないかなと。こういうことを思いながら我々が所掌しますところのコミュニティ・スクールの導入に全力で取り組んでまいりたいと、こういうふうには思っておりますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。本当に感銘を受けます、我が子が学校に通ってなくても。私も子どもが3人おります。地元の小学校、地元の中学校、そして今もう大学生というふうになっております。私も地域のコミュニティ・スクール、本当に協力していきたいというふうには思います。しかしながら、議員という立場でありますので、表立った協力ではなくて陰ながら協力をしていきたいというふうには思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして南方竹原線の質問の方に移らせていただきます。

答弁漏れといたしますか、南方線、道路の話でございます。建設部さんの方からの答弁はいただいておりますが、中に総務部長からもいただけるような質問があったのではないかなということで、もう一回質問をさせていただきます。

2つ目の質問なのですが、災害後、長期通行止めにより2号線から新庄交差点を回り竹原市内に迂回を余儀なくされ、時間的には3倍、距離的には4倍を要し、7カ月にわたる経済的損失、精神的リスクの影響をどのようにお考えかお聞きをしますというところと、緊急時の対応策などについてお伺いをします。2点お願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 緊急時の対応ということで、答弁書にはちょっと書いてなかったということで今お答えさせていただきます。おそらく道路が通行止めということで迂回する際に緊急自動車の運行等のことだと思います。この県道南方竹原線の通行止め期間中におきます緊急時ということですので、消防車あるいは救急車の119番通報からの出動ということであろうと思っております。小梨町の災害につきましては、小吹地区は除きますが現在常備消防の関係でございますので、2号線に出ますと管轄が三原市の管轄になるということでございます。本市の場合、常備消防は東広島へ事務委託をしているということでございますので、所管は東広島市消防局が所管されます。当該路線が通行止めということになった際に実際地元の方、特に消防団員の方から話がございまして、うちの消防団員、また総務課の方の職員とも連携いたしまして、竹原消防署の方へ地元の方に行ってくださいまして、実際には、広島県内におきましては広域消防の相互応援協定が結んでおります。それによりまして、東広島市消防局から三原市消防本部へその応援の依頼をなされまして、それ以降は119番通報によりまして連携とりまして三原市の消防本部から消防車あるいは救急自動車が到着するように確認をいたしております。速やかな対応ということもありますし、今後もこういったことはあり得ると思っておりますので、様々な機会を捉えまして速やかな対応が図れるように行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） その点もそうなのですが、ここの時間的には3倍、距離的には4倍を要し、7カ月にわたる経済的損失、精神的リスクの影響をどのようにお考えかというふうなところもお聞きをしておりますので、もう一度お願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 答えいたします。

通常ではなく緊急時ということと、本来であればかからないでいい時間がかかっているということと、被災されたということの精神的なリスクが確かにあろうかと思っております。そういった面も含めまして、緊急時においては速やかな対応と先ほども申し上げましたが、それを必ずしようということもございます。長期間にわたっておりますので、かなりの影響があったというのは当然推しはかるべきと思っておりますので、その点は踏まえて考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） 当事者にならないとなかなかわからないことも多くあるのではないかなというふうに思います。これまで10分、15分で竹原のまちまで出れたものが40分かかって、たまたま私の同級生が昨年、ちょうど1年ぐらい前かな、1年ちょっとたちますか、夫婦で帰ってこられまして三井金属の方に就職をしたのですが、その直後こういった災害で、今までは10分、15分で来ていたところを毎日40分かかるのだと。確かに毎日のことでしんどいというような思いもされておりますし、正直。御承知のように小梨の住民の方100名ちょっとですが、50%以上が高齢化の方です。確かに、楠通線もございまして、宮原から受矢のあたり、ここも被災しております。軽トラが通れるかなというようなところであります。本当にもう少し地域の方のことを思って、早期に道路の復旧をしていただきたいというふうに思います。

続いて、復旧工事ですが今月下旬ということですが、24日の日だったかな、2月28日の8時30分、明日朝開通すると伺いました。しかしながら、本来は2月24日の日に開通ができるというふうに、最初はお伺いをしておりました。この日は小梨町でふれあい公民館まつりというものがあまして、業者の方もそこには間に合わせたいと、たくさんの人に来ていただきたいということで工事を進めていたのですが、どうも道路管理者の広島県の方に不備がございまして、光ファイバーのマンホールのふたがちょっと不備があったということで警察の許可がおりず、開通が延期をされたということで、今日も傍聴に来ていただいておりますが、今日も2号線を回ってここまで来られたという状況です。

そこで、竹原市としてはどの時点でこの2月28日に延期になったという、延期といたしますか、もともと最初から2月28日と県からあったのか。それとも一旦は2月24日という話があって28日に変わりましたとなったのか、どの時点で報告を受けたのかお伺いをいたします。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 県道南方竹原線の通行止めに関する御質問でございますが、当初は、県の道路ナビといたしましてこちらにつきましては、一応通行止めの解除期間が2月下旬というふうになっておりましたので、私どもといたしましては2月下旬という認識を持っていましたので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ということです。答弁書の中にも道路管理者の広島県と連携をとりながら今後進めてまいりますという言葉がたびたび出てきております。これ、連携とれているのですかね。連携がとれているのであれば、もう少し早い段階でこういう状況が把握できたのかなと。本当に答弁書どおり広島県と連携をとりながら進めてまいりますというのが、どうもここがこういう状況であれば、これ決して竹原市とか業者の落ち度があるわけではありません。だけど、三たび延期をされた住民の方、またイベントを開催するに当たり多くの方に来ていただきたいという地元の方の思い、高齢化の65歳、70歳の方が多い中で皆さんが地域が廃れないように自分たちで盛り上げていこうと、我々の父親、母親の世代の方々が一生懸命やられているんですね。どこの地域も今はだんだん高齢化になり、そういうふうになっていっているのだとは思いますが、そういった人たちが頑張る中、どうして手助けができないのかなというような、済みません、個人的な考えなんですけど、寂しい思いがします。

時間がないので続いてまいります。ここ10年での災害で通行止めは22年、28年、30年の3回、約3年に1回、道路改良工事とあわせるとほぼ毎年とは言いませんが、通行止めは2年に1回になるかなというような、これが生活道路として果たして役割を果たしているのか。今回は齋場よりも上の道路が2カ所の崩壊でした。これがもし齋場より下の道路で通行止めがあった場合、こんなに長期に通行止めになったのかなと。たればの話に答弁はできないと思いますが。たしか25年ぐらい前だと思うんですけど、1回あるんです、齋場から下の道路が崩壊したことが、通行止めになったことが。ちょっとはっきり私も覚えていないのですが、若い時で。その時は、2号線から小梨を通過して齋場へおっています。お葬式というか齋場行かれた方からも話を聞いています。しかし、今日事前に聞いた答えが、県の方にも書類がないというようなお話でした。25年ぐらいの前の話のことが書類が残っていないというのもどうなのかなという思いがあります。

先ほど総務部長から緊急時の対応についてのお話もあります。三原市消防の方と連携をとってということではありますが、これ、ちょっと嫌みな言い方で申しわけないんですけど、これを動いたのは小梨の自治会長さんですよね。小梨の自治会長さんが竹原の消防署に行くと、広域だから難しい。だったら、三原市の消防署に行くと、本郷から来てくださいます。これ、どうして先に市の方ができなかったのかなと。実際に記憶が曖昧なんですけど、平成28年の通行止めの時に緊急車両を、救急車を呼ぶことができました。その時、楠通線を通って受矢まで上がって、しかし道が狭いので右往左往となり下がっていったと

というような事案がありました。そのことがあったので、これは早く何とかしなければいけないと、行動派の自治会長さんなのでてきぱきと、少し市の方を通してから動けばよかったのかもしれませんが、行動されたというふうなことがあります。また、この28年の件ですが、今広域化になっていて竹原市の方、職員ですけど、やっぱりいろんなところから、東広島、大崎、黒瀬とか、余り竹原に竹原の人がいないということで、これやっぱり広域の弊害がここにあるのではないかなど。広域の弊害ということでいろいろ私も思うところあるのですが、今日はそこはまた違う問題なのでそれぐらいにさせていただきたいのですが、何か小梨住民の方に対して後手後手になっているような思いがします。

それと、これまで毎年自治会長、役員の方と要望活動を行っております。その一つに、南方の予防保全があります。今回崩落した上の方の箇所は要望箇所でもありました。前回の28年に崩落したすぐ隣ということで、クラックが道路に入っているというような状態です。そのクラックを早くなくしてくださいというような要望でした。実は、今回用水路が詰まり、その用水路の水がそのクラックに浸入し、前回崩落した隣のところが崩落したというふうにきいております。今さら言ってもしょうがないのですが、やはり早期に、今後は維持管理、パトロールの強化をし、早期発見、早期対応が必要でないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、御質問の予防保全、いわゆる水路の清掃とかそういったことの御質問、早期発見、早期対応の件でございますが、まずこのたびの災害では国道、県道、市道など、これまでに経験したことのない被害が多数発生しておりまして、現在一日も早い復旧に向けて取り組んでいるところでございます。県道南方竹原線の維持管理につきましては県から委託を受けておりまして、市が業者に委託し、定期的に水路の清掃や草刈りなどを行ってきたところでございます。今後も、引き続き維持管理につきましては、先ほど議員の御指摘がございましたように、日常的なパトロールや地域からの情報によりまして現地の調査を行いまして、県と連携しながら必要な箇所について補修などを行い、災害の未然防止、軽減に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ちょっと時間の方が、済みません、ないので、次の最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、齋場から県道75号線取りつけ区間の長期未整備とバイパス化計画の具現化ということです。

齋場から県道75号線の区間0.6キロ、これは長期にわたり二車線化の整備がされていない要因として、この区間の公図が乱雑だというようなことが書いてあります。どれくらいになるか定かではありませんが、国の法改正があり、地籍調査を行っていると思います。その辺について、地籍調査をしながら公図が乱雑ということでお聞きをいたします。議長（大川弘雄君） どこに聞くか。

（5番高重洋介君「では、いいです。時間ないので」と呼ぶ）

5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） 公図が乱雑ということで自分では答えがあります。たしか、国の予算がついて、昭和の終わりか平成の初めかというところではないのかなとは思いますが、そういったこともありながら平成28年、29年の予算書の概要の中にも南方線のところに4,500万円という、2年ついていたと思います。また、どうしてそういう予算を利用して、2年で9,000万円ですよ、9,000万円のお金を南方線に費やすせばある程度の形が見えたり、用地買収とか離合場所が増えたりとか、例えばそういった公図をきちんとできるとかできたのではないかなというふうに思われます。今さら言ってもこれは仕方のないことなのですが、例えば公図がきちんとなっていない、これからやっても時間がかかるよというのであれば、これは新しい道路が必要ではないかなというふうに思います。

また話が戻るのですが、その当時75号線から齋場までの0.6キロ、この2車線化は齋場建設の時の条件と、条件採択と聞いております。そのようなことが事実であるのかどうか。当時責任のある説明者の出席のもと、協議があったというふうに聞いております。そこは事実検証が必要であると思います。その辺についてどのように認識をされておられますか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、齋場建設当時の道路整備計画の御質問でございますが、竹原市齋場につきましては平成元年に完成をいたしております。県道南方竹原線の交差点から竹原市齋場までの間は幅員狭隘であり、これまで道路管理者であります広島県に対して道路拡幅の要望をしてきたところでございます。この区間は、先ほど市長の答弁に

はあったのですが、法務局におさまっております公図と現況が不整合がありまして、さらには所有者が不明の土地もあることなどから、整備に必要な用地の取得ができていないことから道路整備に至っていないものでございます。今後も引き続きまして、用地の整理も含めて既存の道路の拡幅を進めるよう県の方に要請してまいりたいというふうに考えています。

(5番高重洋介君「条件採択はどうですか」と呼ぶ)

詳しい条件の採択については、申しわけございませんが把握いたしておりません。よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） 今日来られている多くの方も、住民の方は聞いておられます。そういう話を聞きます。その辺はここでどうこうする問題でもないかなというような思いがあります。

また、斎場の建設ということで平成元年、30年がたちます。他市町の例を見ましても斎場30年から40年が限度ではないかというふうなことが、建て替えとかもいろいろ三原の方でも今反対運動とか起こりながらやっておりますが、それにあわせて今度は斎場をつくる前に先に道路をつくって斎場をつくりましょうというようなことが言いたいわけでございます。

また、私これ小梨の方だけのための生活道路を思ってこのバイパスの提言をしているわけではありません。今回災害を受けて、竹原市は全ての幹線道路が通行止めとなりました。陸の孤島となりました。たくさんの市民に不安を与えたわけですね。であれば、やっぱりちゃんと幹線道路をつくらなければいけないと。これは小梨の生活道路ではなくて、竹原の市民の安心・安全なまちづくりの道路として提言をしたいというふうに思っております。通行止めになれば物資を運ぶ道も要りますし、そういったことでこのバイパス計画を是非、これ正直、県の次期道路計画にのらないと絶対にできる話ではございません。たしか32年ごろにその計画があるというような話を聞いております。ここは副市長、県から来られているわけですし、また建設課参事の影田さんも来られております。つくってくれと言わず、この計画に上げてもらえるようお願いをしてもらえないかということちょっと副市長の方にお聞きしたいので、お願いいたします。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

本日、高重議員からいろいろ御質問をいただく中で、財政状況も踏まえてすぐの実現は難しいところもあるところなのではあるのですが、改めて市民観点に立って、市民の皆様方の安心・安全の確保に向けて着実に取り組んでいくことが必要である、あるいは重要であると改めて認識いたしました。バイパスの整備に関しましては、今後県が新たな計画を策定する予定であることも踏まえまして、今後県と協議や調整を行いながら事業が前進するよう努めてまいります。こういったことも含めまして、繰り返しになるかもしれませんが県や市と役割分担いたしながら、あるいは必要な連携があれば連携、あるいは協力すべきところは協力しながら、市民基点に立って必要な取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） ありがとうございます。

現実を目指すのではなくて、私はここの計画に是非上げてもらえるようにしてほしいと、そこにのることがまず第1段階であると。のるのらないはわかりません。だけど、のるように進めていっていただきたいと。せつかく県から来られております。もうお願いするところが、本当に副市長に頼むしかないかなというふうに思っております。

そして、全国市議会議長会の産業経済委員会を今回議長が理事として出席された時に、やはりこの道路の話が出たそうです、幹線道路が1本ではいけないよと。やっぱり災害があってもどこかの道が生きていないと、これは正直言って本当にこれから強い竹原のまちづくりをつくっていく上で大事なことはないかなと。そして、竹原市民一人一人をやっぱり大切に思う気持ちが大事ではないかなというふうに思います。

今日は、るるいろいろと苦言も呈させてもらいまして大変恐縮なのですが、また最後に市長さんの方にお伺いといいますか、これまで市長さん、就任されていろんなことがあり大変だったと思います。災害が起き、また行政が危機ということでそういうお話をいろんなところでされておりますし、これからもそういうピンチをチャンスに変えていくというような話も聞いております。今、市民が市長に望んでいることは、災害とか財政危機ではなくて今後市長の任期の3年間、そういうことも踏まえながら竹原市をどういうふうにしていくのか。また、市民が夢を持てるような市長のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 高重議員からるる今までの行政対応に関わる御提言をいただきました。我々として真摯に対応をしなければいけないところについては、改めて、先ほど副市長答弁にもありましたように市民に寄り添った対応をしっかりとしてまいりたいというふうに思います。

昨年の災害では、竹原市民の皆様、特に北部地域を中心とした各地域で大変な災害の被害がございました。とりわけ小梨町の皆さんには、まだまだ県道が開通していない長期化にわたる不自由が生じてしまったということに関しましては、県道の所管は広島県でありながら立場を超えてその御苦勞に対して、改めておわびを申し上げたいというふうに思っております。この復旧・復興に関しましては昨年末復旧・復興プランを定め、我々としては肅々と災害からの復興を果たす、または基盤の強靱化を図る取組をこれからも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

もう一つは、先ほどの今回の災害の教訓として、国道または自動車道については国も相当程度の力を入れて早期の復帰を目指す、一番の問題はその国道に通じる県道、市道、これがいかに重要であったかということが今回の教訓として明らかになりました。私も昨年からずっと国に対し他市町の首長さん含め、国への要望をしてまいりました。その中でも先ほど高重議員おっしゃったような迂回ルートの確保というものが本当に重要であるというふうに各それぞれで主張され、提言をされているところであります。竹原市にとりまして、皆様も思い起こせば、全ての道路が寸断をされる中でも忠海方面から185号を經由してバンブー・ジョイ・ハイランドを通過して竹原市の道は生きていた。このことを考えるとそのルートから国道432号が不通になった中では、では何が必要なのかという時に、やはり南方竹原線の重要性というのは高まるというような認識がございます。こういうことは、実は広島県の担当部局とも当初から話をさせていただいておりますし、次期道路整備計画の中にも是非とも、観点はやはり広域的な今回の災害を受けたその整備計画であり、地元企業の要請でもあり、仕事量の確保、総合的に考えてこういう道路整備というものは必要であるという認識を改めてしているところでございます。様々課題がある中で復旧・復興に向けた取組についてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど御提言いただきましたこの厳しい時代の中にあっても、やはり市民皆様が誇りを持てる、そして夢を描けるまちづくりについて各個別事業を磨き上げ、新年度で予算計上させていただきました各項目についてしっかりと取り組んでそれを体現していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ皆様の御支援、御協力をお願いしたいと思

います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって5番高重洋介議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に入ります。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2，請受第31-2号本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安の解消を求める請願，これについて本件は民生都市建設委員会に付託になっていたものであります。よって，委員長の報告を求めます。

3番竹橋和彦民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（竹橋和彦君） 民生都市建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願，請受第31-2号本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安の解消を求める請願につきましては，審査の結果，全会一致で採択すべきものと決しましたので，会議規則第143条の規定により御報告いたします。

以上，委員長報告であります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論，採決いたします。

本案に対する委員長報告は請願採択であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決を行います。

請受第31-2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は採択と決しました。

この際、議長から報告をいたします。

予算特別委員会委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に堀越賢二委員，副委員長に井上美津子委員が当選されました。

それでは、堀越賢二委員長の発言を求めます。

予算特別委員会委員長（堀越賢二君） 平成31年度の予算特別委員長の任をいただきました堀越賢二です。

この平成31年度の当初予算は、昨年の豪雨災害の復旧・復興，そして昨年発表されました財政健全化計画を受けての予算となっております。例年の予算とは少し内容が違いますが、何はともあれ、災害，それへの復旧・復興ということではありますが、しかしながら今までどおりの皆さんの生活の中における市民生活，福祉向上のためにしっかりと事業は推進をしていかなければなりません。

委員の皆様におかれましては、慎重審議をしていただきますようお願いを申し上げますとともに、委員長としてもしっかりとした委員会運営，そしてスムーズな議事進行に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 続いて、井上美津子副委員長の発言を求めます。

予算特別委員会副委員長（井上美津子君） ただいま副委員長の任をいただきました井上美津子でございます。

委員長を補佐し、皆様の御協力をいただきまして慎重審議できますよう努めてまいります。どうかよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査のため、ただいまから3月15日まで休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月15日まで休会とすることに決しました。

議事の都合により、3月4日から3月7日は10時から委員会室において予算特別委員会の付託案件の詳細審査を、3月12日、13日は議場において予算特別委員会の全体審査をそれぞれお願いし、3月14日10時から議会運営委員会を開催、3月15日は10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時38分 散会